

## 資料編

1	芦別市障がい者計画等推進協議会	4 1
2	芦別市障がい者計画庁内検討委員会	4 8
3	第2期芦別市障がい者計画の策定経過	5 2
4	障がい福祉施設マップ	

別冊 芦別市障がい者計画策定に係るアンケート調査結果



## 1 芦別市障がい者計画等推進協議会

### (1) 芦別市障がい者計画等推進協議会条例

平成18年 3月27日  
条例第8号

#### (設置)

第1条 本市における障がい者に係る各種の福祉施策及び障がい者の自立支援等に向けた施策に関する計画等を審議し、障がい者福祉の増進と障がい者の社会参加への促進を図るため、芦別市障がい者計画等推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 推進協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項の規定により本市が策定する障害者計画に関すること。

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定により本市が定める障害福祉計画に関すること。

#### (組織)

第3条 推進協議会は、委員14人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 保健、医療又は福祉の関係機関の代表者 5人以内

(2) 障がい者団体の代表者 3人以内

(3) 関係行政機関又は公共的団体の代表者 4人以内

(4) 公募による市民の代表者 2人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員がその職務を行うことが適当でなくなつたと認めるときは、第2項に規定する任期中においても、その委嘱を解くことができる。
- 5 委員は、非常勤の特別職とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進協会長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、推進協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会は、会長が招集する。

- 2 推進協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 推進協議会が必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員の定数は、会長が推進協議会に諮ってこれを定める。
- 3 専門部会の委員は、会長が指名する。

(関係人の出席)

第7条 推進協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 推進協議会の事務局は、市民福祉部福祉課に置く。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(2) 芦別市障がい者計画等推進協議会条例施行規則

平成18年 4 月28日

規則第56号

改正 平成19年 3 月30日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦別市障がい者計画等推進協議会条例（平成18年条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱する機関及び団体)

第2条 条例第3条第1項第1号に掲げる委員は、次の各号に掲げる機関又は団体から、それぞれ1人以内を委嘱するものとする。

- (1) 社会福祉法人芦別市社会福祉協議会
- (2) 芦別市民生委員児童委員協議会
- (3) 社団法人芦別市医師会
- (4) 医療法人仁恵会中野記念病院
- (5) 社会福祉法人愛和福社会

2 条例第3条第1項第2号に掲げる委員は、次の各号に掲げる団体から、それぞれ1人以内を委嘱するものとする。

- (1) 芦別市身体障害者福祉協会
- (2) 芦別市手をつなぐ育成会
- (3) 芦別地域精神障害者家族会芦別親和会

3 条例第3条第1項第3号に掲げる委員は、次の各号に掲げる機関又は団体から、それぞれ1人以内を委嘱するものとする。

- (1) 北海道滝川保健所
- (2) 滝川公共職業安定所
- (3) 芦別市町内会連合会
- (4) 芦別市障害児教育連絡協議会  
(専門部会)

第3条 専門部会に部会長を1人置き、当該専門部会を構成する委員の互選によってこれを定める。

- 2 専門部会は、これを構成する委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、議事を決したときは、その内容を推進協議会に報告しなければならない。

(会長への委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、推進協議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(3) 委員名簿

① 推進協議会

区 分	氏 名	所 属
会 長	町 田 宏 介	社会福祉法人芦別市社会福祉協議会会長
副会長	茶 木 智 子	芦別市民生委員児童委員協議会副会長
委 員	藤 嶋 彰	社団法人芦別市医師会会長
〃	稲 津 寿 一	医療法人仁恵会中野記念病院常務理事・事務長
〃	後 藤 伸 吾	社会福祉法人愛和福社会星の広場施設長
〃	武 田 貞 信	芦別市身体障害者福祉協会会長
〃	中 西 清 美	芦別市手をつなぐ育成会会長
〃	黒 崎 純 一	芦別地域精神障害者家族会芦別親和会会長
〃	水 谷 宣 行	北海道滝川保健所健康推進課長
〃	村 上 邦 博	滝川公共職業安定所就職促進指導官
〃	永 田 守 男	芦別市町内会連合会会長
〃	沼 田 清	芦別市障害児教育連絡協議会会長
〃	小 原 尚 樹	公募による市民の代表
〃	野 口 富 雄	〃
事務局	湯 浅 哲 也	市民福祉部長
〃	小 川 政 憲	市民福祉部福祉課長
〃	畠 山 優 喜	市民福祉部福祉課福祉係長
〃	星 川 敦 子	市民福祉部福祉課福祉係主査
〃	狩 野 亜紀子	市民福祉部福祉課福祉係主任（保健師）
〃	澁 谷 晴 美	市民福祉部福祉課福祉係



② 専門部会

区 分	氏 名	所 属
部会長	稲 津 寿 一	医療法人仁恵会中野記念病院常務理事・事務長
委 員	後 藤 伸 吾	社会福祉法人愛和福祉会星の広場施設長
〃	武 田 貞 信	芦別市身体障害者福祉協会会長
〃	中 西 清 美	芦別市手をつなぐ育成会会長
〃	黒 崎 純 一	芦別地域精神障害者家族会芦別親和会会長
事務局	小 川 政 憲	市民福祉部福祉課長
〃	畠 山 優 喜	市民福祉部福祉課福祉係長
〃	星 川 敦 子	市民福祉部福祉課福祉係主査
〃	狩 野 亜紀子	市民福祉部福祉課福祉係主任（保健師）
〃	澁 谷 晴 美	市民福祉部福祉課福祉係

## 2 芦別市障がい者計画庁内検討委員会

### (1) 芦別市障がい者計画庁内検討委員会設置要綱 (設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項の規定により本市が策定する、障害者計画の策定に当たり、その素案づくりを行うため、芦別市障がい者計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (検討委員会の職務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 障害者計画の素案づくりに関する事項
- (2) その他素案づくりに関し必要な事項

### (組織)

第3条 検討委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、福祉課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる係に属する者のうち、当該係の所属長（課及び課に相当する組織の長をいう。）から推薦を受けたものとする。

- (1) 企画課まちづくり推進係
- (2) 健康推進課健康推進係
- (3) 介護保険課介護サービス係
- (4) 児童課子ども家庭係
- (5) 児童課子どもセンター保育園
- (6) 児童課児童センター係
- (7) 児童課子育て支援センター係

- (8) 商工観光課商工観光係
- (9) 都市建設課土木係
- (10) 都市建設課住宅係
- (11) 都市建設課建築係
- (12) 学務課学務係
- (13) 生涯学習課生涯学習係

(委員長の職務及びその代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が委員を指名し招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて検討委員会に委員以外の市の関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(報告)

第6条 検討委員会の調査及び検討内容については、必要に応じて庁議に報告する。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、福祉課において行う。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 7 月 9 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、障害者計画の策定が完了した時に、その効力を失う。

## (2) 委員名簿

区 分	氏 名	所 属
委員長	小 川 政 憲	市民福祉部福祉課長
委 員	高 橋 勝 彦	総務部企画課まちづくり推進係長
〃	半 場 大 介	市民福祉部健康推進課健康推進係（保健師）
〃	本 村 慎 次	市民福祉部介護保険課介護サービス係長
〃	工 藤 仁 道	市民福祉部児童課子ども家庭係長
〃	小 松 幹 子	市民福祉部児童課子どもセンター保育園園長
〃	佐 藤 靖 子	市民福祉部児童課児童センター係主任
〃	井 出 かよ子	市民福祉部児童課子育て支援センター係主任
〃	鈴 木 美 妃	経済建設部商工観光課商工観光係主任
〃	高 橋 孝 泰	経済建設部都市建設課土木係主査
〃	相 澤 芳 樹	経済建設部都市建設課建築係長
〃	大 野 政 一	経済建設部都市建設課住宅係長
〃	高 橋 俊 之	教育委員会事務局学務課学務係長
〃	白 石 崇	教育委員会事務局生涯学習課生涯学習係主任（社会教育主事）
事務局	小 川 政 憲	市民福祉部福祉課長
〃	畠 山 優 喜	市民福祉部福祉課福祉係長
〃	星 川 敦 子	市民福祉部福祉課福祉係主査
〃	狩 野 亜紀子	市民福祉部福祉課福祉係主任（保健師）
〃	澁 谷 晴 美	市民福祉部福祉課福祉係

### 3 第2期芦別市障がい者計画の策定経過

日 時	名 称	内 容
平成21年4月30日	第1回専門部会	部会長の選出について 計画の策定について 計画策定に係る調査について
平成21年5月15日	第2回専門部会	計画策定に係る調査について 訪問調査について
平成21年5月29日	第1回計画推進協議会	計画の策定について 計画策定に係る調査について
平成21年6月1日 ～30日	計画策定に係るアンケート 調査実施	
平成21年6月9日	訪問調査（手をつなぐ育成会）	
平成21年6月12日	訪問調査（芦別あゆみ会）	
平成21年6月19日	訪問調査 知的障がい者通所授産施設 星の広場	
平成21年7月21日	第1回庁内検討委員会	計画の概要について 前期計画の考察について
平成21年7月27日	第3回専門部会	アンケート調査結果について 庁内検討委員会での検討内容 について
平成21年9月1日	第4回専門部会	分野別施策について
平成21年9月2日	庁内検討委員会内容検討（電子 メールにて）	
平成21年9月15日	第5回専門部会	分野別施策について
平成21年10月13日	庁内検討委員会内容検討（電子 メールにて）	
平成21年10月15日	第2回計画推進協議会	計画（素案）について
平成21年10月23日	第2回庁内検討委員会	計画（素案）について
平成21年11月24日	第6回専門部会	計画（素案）について
平成21年11月30日	第3回計画推進協議会	計画（素案）
平成21年12月1日	計画（素案）答申	
平成21年12月14日	定例庁議	計画（素案）の審議
平成22年1月1日 ～31日	計画（素案）に対する意見（パ ブリックコメント）公募実施	
平成22年1月28日	市議会社会産業常任委員会	進捗状況報告
平成22年2月15日	定例庁議	計画最終案を報告
平成22年3月31日	第4回計画推進協議会	計画の承認